

規則改正に伴う、委託用特記事項及び指定管理者用特記事項の改正案について

1 委託用特記事項の改正内容・理由

- (1) 規則改正に伴い、個人情報の収集を伴う業務を委託する場合には、適正収集、本人収集及び利用目的の明示、収集禁止事項の項目を追加することとする。(改正後第3項～第5項)
また、複写等の禁止の項についても、受託業務者が収集した個人情報の複写等を禁止することとする。(改正後第8項)
- (2) 従前の特記事項は、業務に関する情報について規定していたが、個人情報の特記事項であるので、業務に伴い取り扱う個人情報に絞ることとする。(改正後第2項、第6項～第12項、第14項)
個人情報に絞ることに伴い、「ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。」の箇所は不要となるので、削ることとする。(改正前第3項、第5項、第6項)
- (3) 改正後第8項について、改正後第10項の規定に合わせ、「行うため」を「行うために」、「貸与された」を「提供された」に改めることとする。
- (4) 改正後第13項の従業員に対する教育の規定について、指定管理者の特記事項の規定に合わせ、「新宿区個人情報保護条例について周知するものとする」を追加することとする。
- (5) 改正後の第16項について、項の追加による項ずれのため、「第11項」を「第14項」に改めることとする。

2 指定管理者用特記事項の改正内容・理由

- (1) 規則改正に伴い、適正収集、本人収集及び利用目的の明示、収集禁止事項の項目を追加することとする。(改正後第3項～第5項)
- (2) 改正後の第7項について、文言整理として、「取扱う」を「取り扱う」に改めることとする。
- (3) 改正後の第10項について、第1項において「この施設の管理業務(以下「業務」という。)」

と読み替えがされているので、「当該指定業務」を「業務」に改めることとする。

- (4) 改正後の第 12 項の監査の規定について、規則改正に伴い、「業務に関し」を「業務に関する個人情報の管理状況について」監査を受けるものとするに改めることとする。
- (5) 改正後の第 14 項について、規則改正に伴い、(個人情報の取扱いに関して事故が)「発生するおそれがあるとき」を追加することとする。
- (6) 改正後の第 16 項について、項の追加による項ずれのため、「第 11 項」を「第 14 項」に改めることとする。

3 新旧対照表

別紙新旧対照表のとおり

4 施行日

改正規則の施行日と同日の平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

5 適用

平成 25 年 1 月 1 日以後に締結する契約等から改正後の特記事項を契約書等に明記する。施行日前に締結した契約等については、平成 25 年 4 月 1 日から改正後の特記事項を契約書等に明記する。

委託用特記事項新旧対照表

改正案	現行
<p>(基本的事項)</p> <p>1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>2 乙は、業務に関して知り得た<u>個人情報</u>を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。</p> <p><u>(適正収集)</u></p> <p>3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、<u>その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。</u></p> <p><u>(本人収集及び利用目的の明示)</u></p> <p>4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、<u>本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。</u></p> <p><u>(収集禁止事項)</u></p> <p>5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。</p> <p>ア <u>思想、信条及び宗教に関する事項</u></p> <p>イ <u>社会的差別の原因となる事実に関する事項</u></p> <p>ウ <u>犯罪に関する事項</u></p> <p>エ <u>その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項</u></p> <p>(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)</p> <p>6 乙は、業務に関して知り得た<u>個人情報</u>を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。</p> <p>(適正な管理)</p> <p>7 乙は、業務に伴い<u>取り扱う個人情報</u>について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。</p> <p>(複写等の禁止)</p> <p>8 乙は、業務を行うために甲から<u>提供され</u>、又は乙が</p>	<p>(基本的事項)</p> <p>1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>2 乙は、業務に関して知り得た<u>情報</u>を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)</p> <p>3 乙は、業務に関して知り得た<u>情報</u>を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。<u>ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。</u></p> <p>(適正な管理)</p> <p>4 乙は、業務に関する<u>情報</u>について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。</p> <p>(複写等の禁止)</p> <p>5 乙は、業務を行うため甲から<u>貸与された情報</u>を複写</p>

収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

(監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

7 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡すものとし、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

9 乙は、業務に関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

指定管理者用特記事項新旧対照表

改正案	現行
<p>(基本的事項)</p> <p>1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 新宿区情報公開条例第20条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。</p> <p>(2) 新宿区個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。</p> <p><u>(適正収集)</u></p> <p>3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。</p> <p><u>(本人収集及び利用目的の明示)</u></p> <p>4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。</p> <p><u>(収集禁止事項)</u></p> <p>5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。</p> <p><u>ア 思想、信条及び宗教に関する事項</u></p> <p><u>イ 社会的差別の原因となる事実に関する事項</u></p> <p><u>ウ 犯罪に関する事項</u></p> <p><u>エ その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項</u></p> <p>(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)</p> <p>6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。</p> <p>(適正な管理)</p>	<p>(基本的事項)</p> <p>1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この施設の管理業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 新宿区情報公開条例第20条の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。</p> <p>(2) 新宿区個人情報保護条例第15条第1項の規定に基づき、同条例に準じた制度を整えること。</p> <p>(秘密の保持)</p> <p>2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。指定が終了した後においても同様とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)</p> <p>3 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、施設の管理の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。</p> <p>(適正な管理)</p>

<p><u>7</u> 乙は、業務に伴い<u>取り扱う</u>個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。</p> <p>(委託の制限)</p> <p><u>8</u> 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。</p> <p>(個人情報の取扱いに関する苦情への対応)</p> <p><u>9</u> 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。</p> <p>(個人情報の引渡義務等)</p> <p><u>10</u> 乙は、指定が終了した場合は、<u>業務</u>に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。</p> <p>(業務に関する報告)</p> <p><u>11</u> 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。</p> <p>(監査)</p> <p><u>12</u> 乙は、<u>業務に関する個人情報の管理状況</u>について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。</p> <p>(従業員に対する教育)</p> <p><u>13</u> 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。</p> <p>(事故発生時等における報告)</p> <p><u>14</u> 乙は、<u>業務に関する個人情報の取扱い</u>に関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。</p> <p>(公表)</p> <p><u>15</u> 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p><u>16</u> 乙は、第1項から<u>第14項</u>までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。</p>	<p><u>4</u> 乙は、業務に伴い<u>取扱う</u>個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。</p> <p>(委託の制限)</p> <p><u>5</u> 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りではない。</p> <p>(個人情報の取扱いに関する苦情への対応)</p> <p><u>6</u> 乙は、施設利用者等から個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、迅速に対応するとともに、その処理状況を甲に報告しなければならない。</p> <p>(個人情報の引渡義務等)</p> <p><u>7</u> 乙は、指定が終了した場合は、<u>当該指定管理業務</u>に伴い管理することとなった個人情報の記録を速やかに甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。</p> <p>(業務に関する報告)</p> <p><u>8</u> 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。</p> <p>(監査)</p> <p><u>9</u> 乙は、<u>業務に</u>関し、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。</p> <p>(従業員に対する教育)</p> <p><u>10</u> 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。</p> <p>(事故発生時等における報告)</p> <p><u>11</u> 乙は、個人情報の取扱いに関して事故が発生したとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。</p> <p>(公表)</p> <p><u>12</u> 甲は、乙が前各号に掲げる事項に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。</p> <p>(損害の賠償)</p> <p><u>13</u> 乙は、第1項から<u>第11項</u>までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。</p>
---	--